平成２５年（フ）第１８３号
山口県下関市豊浦町大字川棚1440番地
債務者　マザーズキッチンこと　山田　　剛
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３号
香川県丸亀市原田団地４番７号
債務者　糸川　由行
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第６号
福岡県直方市大字感田2055番地１　Ｃ―101号、前住所福岡県直方市大字知古809番地１フィオーレ菜の花Ｂ号
債務者　堀切こと　阿保　好子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２６６号
福岡県久留米市津福今町612番地４、前住所福岡県久留米市津福本町1688番地160
債務者　池田　政義
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２９号
佐賀県伊万里市二里町大里甲1692番地１
債務者　山下　**邦**子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１号
福島県南相馬市鹿島区南柚木字浅田11番地
債務者　小澤　　貢（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第１６６号
茨城県牛久市田宮町142番地３　カームクリークＱ203
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
茨城県牛久市ひたち野西３丁目30番地１402
債務者　塙　　順子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
茨城県龍ケ崎市4255番地　シティパレス竜ケ崎408号室
債務者　安山　裕信
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
茨城県稲敷市江戸崎甲2982番地
債務者　千葉　雪子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
茨城県稲敷市蒲ケ山156番地31
債務者　土屋　好美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３号
茨城県龍ケ崎市城ノ内５丁目７番地15
債務者　友金　アレシャンドレ次男
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４号
茨城県龍ケ崎市城ノ内５丁目７番地15
債務者　友金　シモーネ小林
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
茨城県稲敷市中山1034番地
債務者　木村　英明
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５号
金沢市三口町火190番地　田嶋方、住民票上の住所金沢市桂町ロ282番地、事務所の元所在地金沢市駅西本町２―１―20
債務者　ガーデンホームこと　笠谷友**紀**子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７号
三重県四日市市伊倉２丁目２番７号　プレステージⅢ―205
債務者　**皿**ツ谷京子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係